

水給 第 52 号

平成29年5月18日

指定給水装置工事事業者 各位

指定排水設備工事事業者 各位

鹿児島市水道局 給排水設備課

課長 米沢 幸男

(公 印 省 略)

給水装置工事施行基準及び排水設備工事施行基準の一部改正について（通知）

平素より本市の上下水道事業につきましては、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このたび「給水装置工事施行基準」及び「排水設備工事施行基準」について、一部改正を行いましたので通知致します。改正内容は下記をご参照ください。

ご理解のほど、よろしく申し上げます。

【主な改正内容】

（1）給水装置工事施行基準

- ・「磁気活水器等の設置」を追加（P102）
- ・「特定施設水道連結型スプリンクラー設備の取扱いについて」を消防法の改正に伴い一部改正（参-40 資料7）

（2）排水設備工事施行基準

- ・「阻集器（2）油水分離槽及び(6)プラスタ（石膏）阻集器」について、指導内容を統一するため一部改正（P46、P48～P49）
- ・「ディスポーザ（1）ディスポーザ排水処理システム」のシステムについて一部の申請について受理期間を設けていたものを期間完了に伴い一部改正（P50）

【運用開始日】 平成29年6月1日 施行

【改正版の配布】

改正箇所につきましては、水道局ホームページの「給水装置・排水設備工事施行基準」からダウンロードできます。

【問い合わせ先】 給排水設備課

北部審査係：TEL 099-213-8524

南部審査係：TEL 099-213-8523